

コンプライアンス体制

三井住友フィナンシャルグループのコンプライアンス体制

コンプライアンスに関する基本方針

三井住友フィナンシャルグループでは、社会的責任に関する共通理念であるビジネス・エシックスにおいて次のとおり定め、コンプライアンス体制の強化を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

【ビジネス・エシックス】

・ お客さま本位の徹底

私たちは、お客さまに支持される企業集団を目指します。のために、常にお客さまのニーズに合致するサービスが何かを考え、最良のサービスを提供することにより、お客さまの満足と信頼を獲得します。

・ 健全経営の堅持

私たちは、自己責任原則に基づき、公正、透明かつ健全な経営を堅持する企業集団を目指します。のために、株主、お客さま、社会等のステークホルダーとの健全な関係を維持しつつ、効率性と長期的視点に立った業務運営、適時かつ正確な情報開示を通じ、持続的な成長と健全な財務体質を堅持します。

・ 社会発展への貢献

私たちは、社会の健全な発展に貢献する企業集団を目指します。のために、企業の公共的使命と社会的責任を自覚し、広く内外経済・産業の安定的な発展に貢献する業務運営に努めると共に、「良き企業市民」として社会貢献に努めます。

・ 自由闊達な企業風土

私たちは、役職員が誇りを持ちいきいきと働く企業集団を目指します。のために、人間性を尊重すると共に、高い専門性を持つ人材を育成し、もって、自由闊達な企業風土を醸成します。

・ コンプライアンス

私たちは、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指します。のために、私たちは、業務の遂行において常に、私たちのビジネス・エシックスを意識すると共に、監査や検査の指摘に対する速やかな行動を確保し、もって、法令諸規則や社会の良識に則した企業集団を確立します。

三井住友フィナンシャルグループでは、複合金融グループとしての高い公共的使命と重い社会的責任を果たすため、確固たるコンプライアンス体制を構築し、もって、真正に優良なグローバル企業集団の確立を目指します。

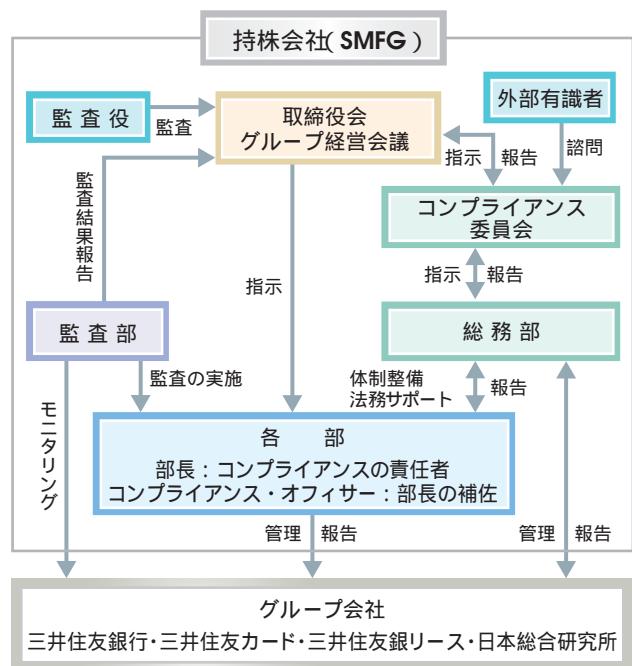
法務リスクの管理

法令諸規則違反や契約違反、法的な検討が不十分なことによる損失の発生といった法務リスクは、規制緩和等を背景に、従来以上に、適切な管理が求められるようになってきています。

そこで、三井住友フィナンシャルグループでは、法務リスク管理手続を制定し、業務に関わる法令諸規則に関する情報の収集や、新種商品・業務の検討、契約等における手続を定め、もって、法務リスク管理の高度化を図っています。

コンプライアンス面からのグループ管理

当社は、金融持株会社として、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、グループ会社のコンプライアンス体制等に関して、適切な指示・指導、モニタリングが行えるよう、体制を整備しています。



三井住友銀行のコンプライアンス体制

コンプライアンス体制強化への取り組み

コンプライアンスの確保、すなわち、法令等の社会的規範を遵守することは、企業として当然のことですが、特に、銀行においては、金融機関としての公共的使命の高さと社会的責任の重さから、コンプライアンスの確保がより重要視されます。

そこで、三井住友銀行では、三井住友フィナンシャルグループの基本方針を踏まえ、全役職員に、「信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動すること」を求めるなど、コンプライアンス体制の強化を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

コンプライアンス体制と運営

三井住友銀行では、下図に示すような、「各部店が自己責任において自律的に法令を遵守し、事後に独立した業務監査部門が厳正な監査を行う二元構造」を、コンプライアンス体制の基本的な枠組みとしています。

このような基本的な枠組みを有効に機能させるべく、三井住友銀行では、次のような運営を行っています。

コンプライアンス・マニュアルの制定

役職員が行動を選択するうえで、その目標・指針となるよう、60の行動原則からなるコンプライアンス・マニュアルを取締役会の決議をもって制定し、役職員に周知徹底しています。

コンプライアンス・プログラムの策定

三井住友銀行および連結対象各社におけるコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進めています。

コンプライアンス・オフィサーの設置

各部店にコンプライアンス・オフィサーを設置し、各部店の自律的コンプライアンスの確保に努めています。

コンプライアンス委員会の設置

行内の各種業務に関して、コンプライアンスの観点から広く検討・審議できるよう、行内の横断的な組織としてコンプライアンス委員会を設置しています。委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長、関連部長を委員としていますが、その検討・審議が、公平・中立な観点から真摯に行われるよう、外部有識者を諮問委員として迎えています。

コンプライアンス体制の基本図

